

## 要 請 書

法務大臣 齋藤 健 殿  
総務大臣 松本剛明 殿  
文部科学大臣 永岡桂子 殿  
厚生労働大臣 加藤勝信 殿  
外務大臣 林 芳正 殿  
消費者担当内閣府特命大臣  
河野太郎 殿  
こども政策、孤独・孤立対策担当内閣府特命大臣  
小倉将信 殿  
警察庁長官 露木康浩 殿

2022年（令和4年）11月28日

オウム真理教家族の会  
会長 永岡弘行



<http://aum-kazoku.boy.jp/>

[info@aum-kazoku.boy.jp](mailto:info@aum-kazoku.boy.jp)

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-69 KIT 関内ビル 5階  
とらすと法律事務所気付 TEL045-680-0720 FAX045-680-0722

### 要 請 の 趣 旨

- 1 宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「統一教会」という）につき、宗教法人法（宗教法人法78条の2第1項3号、同法81条1項1号）の解散請求を速やかにするよう求めます。
- 2 統一教会につき、宗教法人法78条の2に基づく質問権について徹底した行使することを求めます。
- 3 本年10月7日付の日本脱カルト協会が要請した、6点の要請と8点の具体的施策の実施をされるよう求めます。

特にすべてのカルト問題に対応する相談窓口を作ってください。

- 4 オウム真理教に対する1999年(平成11年)12月17日に関係省庁連絡会議が示した体制と施策の当会としたの評価を述べつつ、下記の要請の理由欄に記載する通り、各省庁の有機かつ機動的な全国的展開を求めます。

### 要請の理由・具体的な要請

- 1 オウム真理教家族の会(旧「オウム真理教被害者の会」)は、1989年10月設立、オウム真理教に子どもらを絡めとられた家族らの集まりです。1995年3月からの捜査と刑事裁判により、設立直後の坂本弁護士一家殺人そして松本サリン事件、地下鉄サリン事件その他の多数の事件を起こした、あのオウム真理教と長く対峙してきました。

そして今も、主流派であるアレフ、ひかりの輪、山田らの集団その他の分派に子どもらがからめとられたままの家庭も多く、更に今も時に入信していく家族らを持つ方からの連絡、参加がある状態です。

当会は、この間、我々の家族が広く日本国民と国に多大な被害と苦悩を与えたことにつき、改めてここに深くお詫び申し上げます。同時に、国や自治体において、宗教法人オウム真理教の解散命令の申立、破産申立、破産特例法、団体規制法、被害者救済法の制定、そしてあの強制捜査の直後の児童福祉法に基づく子どもらの一時保護等に加え、1999年の省庁連絡会議に基づく対応をとられたことにつき、深く御礼申し上げます。

- 2 今次、統一教会の問題点が広く知られ、カルト問題への対策が求められています。

統一教会は、オウム真理教よりもはるか前から日本国内で、「親泣かせの原理運動」として知られ、かつ靈感商法により日本国民に多大な被害を及ぼし、苦しめてきた典型的な破壊的カルトでした。そのメンバーの心理状態とこれへの対策は、私どもとしても大変に参考になりました。当会家族らとして本人の心理状態の把握、親が知るべき教訓、対応方法として、統一教会メンバー対応を中心として記述してある「マインド・コントロールの恐怖」(恒友出版、スティーヴン ハッサン著、浅見定雄訳、1993年)が、必須の文献でもありました。

その統一教会について、今、対策が求められています。

そして、国民にあっては、今、統一教会のみならずこれら破壊的カルト団体の防止、拡大の抑止、そしてからめとられたメンバーの脱会と社会復帰、そしてその子どもらの健全な成長とを求めていると思われまます。

そこで、当会としてここに要請する次第です。

- 3 まず、統一教会の問題をめぐるっては、全国霊感商法対策弁護士連絡会の本年9月16日「統一教会の解散請求等を求める声明」、10月17日付「質問権等の行使に関する声明」、11月4日付「今国会での被害者救済に向けた法整備を求める」声明につき、全面的に賛同し、要請の趣旨記載1及び2のとおり求めます。

統一教会の問題性、違法性は、これら声明に明らかとなり、家庭崩壊、霊感商法特にその勧誘活動の違法性など、まことに明白です。

宗教法人としての解散は、統一教会においても当然のことと確信します。

- 4 当会は本年10月7日付の日本脱カルト協会が要請した、6点の要請と8点の施策に全面的に賛同し、要請の趣旨記載3のとおり求めます。

日本脱カルト協会は、オウム真理教事件を契機として、宗教社会学者、社会心理学者、精神科医師、弁護士そして我々家族や様々な破壊的カルトから脱会してきた者らが交流する中、1995年11月に成立したものです。当会メンバーもこれに深くかかわってきました。その議論の中で、要請した6点と施策の8点は、当会も強く求めるものです。

特にすべてのカルト問題に対応する相談窓口を作って頂きたいと存じます。

- 5 さて、破壊的カルト集団オウム真理教に関連して、関係省庁連絡会議が1999年（平成11年）12月17日に示された体制は、後記の通りです。これらは心配する家族、脱会してきた者、その社会復帰にそれ相当に役立ちました。

ここに御礼申し上げます。

以下、これを振り返って説明し、今回の統一教会を初めとする破壊的カルトについての、国や自治体の各機関がなすべきことの参考として下さるよう求めます。

具体的には、次の通りです。

- ① 警察庁の関係では、各警察署において、一般的及びオウム真理教信者の心理についての知識と認識が当時は相応に充実し、相談があった場合の教示、各所の専門家への紹介がなされました。

市民に最も身近な窓口は、全国津々浦々にある警察署です。警察としても、地域の人心を安定化させ、また一元的な情報管理ができたと思われれます。その場合、治安の観点としての情報収集に止まらず、カルト問題の専門家や相談窓口などを教示された方も少なくなく、これが極めて有効でした。

したがって、今次においても、各警察署にあって、その犯罪被害相談なり家事トラブルの相談にて、破壊的カルトの把握、カルト問題の専門家や相談窓口などを教示す